

## 【 目 次 】

法務関係	
・ 仲裁法の改革	1
・ 司法制度改革審議会による意見書の実施	2
・ 外国法事務弁護士と弁護士との連携	3
・ 外国法事務弁護士による弁護士の雇用	4
・ 外国法事務弁護士の職務経験要件	5
・ 外国法事務弁護士による第三国法の取扱い	6
・ 外国法事務弁護士事務所の法人化	7
・ 民事訴訟における訴え提起の手数料の見直し	8
・ 司法による行政監視機能の強化	9
・ 法務分野における弁理士の活用	10
・ 弁理士への法曹資格の付与	11
・ 法曹人口の拡充	12
・ 法曹人口の拡充	13
・ 弁護士の懲戒制度	14
・ 非弁護士による法律事務の取扱い禁止の一部解除	15

分野	法務	意見・要望提出者	アメリカ合衆国
項目	仲裁法の改革		
意見・要望等の内容	米国は法務省に対して、司法制度改革審議会の意見書に基づき、日本の仲裁法である「公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律」の改革のための要望を策定する諮問委員会を設置することを強く要望する。		
関係法令	「公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律」	共管	法令の所管は法務省
制度の概要	仲裁は、一定の法的紛争に関する審理判断を第三者に委ね、その判断に従うとする仲裁契約に基づいて行われる紛争解決手続であり、公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律において定められているが、同法は、100年以上も前の法律であり、国際的動向を見つつ、現代的な法制に整備すべきであるとの指摘がされている。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 司法制度改革審議会意見は、国際連合国際商取引法委員会における検討等の国際的動向を見つつ、仲裁法制を早期に整備すべきであるとしている。政府は、同意見を踏まえて策定された司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)に基づき、現在、新たな仲裁法制を早期に整備するための検討をしており、平成15年の通常国会に所要の法案を提出する予定である。			
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局		

分野	法務	意見・要望提出者	アメリカ合衆国	
項目	司法制度改革審議会による意見書の実施			
意見・要望等の内容	<p>民事訴訟の迅速化と効率化の拡大</p> <p>米国は日本政府に対して、以下の司法制度改革審議会の意見書を速やかに実施することを要望する。</p> <p>民事訴訟の審理期間を半減する。</p>			
関係法令	民事訴訟法	共管	法令の所管は法務省	
制度の概要	<p>平成10年に現行民事訴訟法が施行され、審理の充実・迅速化を図る方策として、争点整理及び証拠の整理手続の整備、集中証拠調べの規定の新設等が導入された。その結果、民事訴訟の審理期間は、全体として短縮されてきているが、国民の期待に応えるためには、なお一層の審理の充実と迅速化を図る必要があるのとの指摘がある。</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明) 司法制度改革審議会意見は、指摘の点について、民事訴訟の審理期間をおおむね半減することを目標として、計画審理の推進、訴え提起前の時期を含めた証拠収集手続の拡充等を行うべきであるとしている。政府は、同意見を踏まえて策定された司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)に基づき、現在、これらの点について、民事訴訟法の改正を検討しており、平成15年の通常国会に所要の法案を提出する予定である。</p>				
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局			

分野	法務	意見・要望提出者	米国，EU，カナダ，在日米国商工会議所	
項目	外国法事務弁護士と弁護士との提携			
意見・要望等の内容	外国法事務弁護士と弁護士との提携に係る制限を撤廃する。			
関係法令	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法49条～49条の4	共管	法令の所管は法務省	
制度の概要	<p>一定の渉外的要素を有する法律事務に関しては、外国法事務弁護士と我が国の弁護士がそれぞれの職務範囲において包括的・総合的な協力関係に基づく法律サービスを最終的な解決に至るまで、すなわち訴訟事務、行政手続等に至るまで一貫して提供し得るような制度とされている。</p> <p>(平成10年8月改正法施行)</p>			
計画等における記載の状況	日本法及び外国法を含む包括的、総合的な法律サービスを国民・企業が受け得る環境を整備する観点から、外国法事務弁護士と弁護士による包括的・総合的な協力関係に基づく法律サービスがあらゆる事案について提供できるよう、司法制度改革審議会が行う検討の結果をも踏まえて、特定共同事業の目的に関する規制を見直すなど所要の措置を検討する。			
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕 (実施(予定)時期：	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕 )	措置困難	その他
<p>(説明) 司法制度改革審議会の意見においては、「日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、例えば特定共同事業の要件緩和等を行うべきである。」とされているところであり、今後、同審議会意見をも踏まえ、司法制度改革推進法に基づき策定された司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)に従って、必要な調査・検討が進められ、所要の措置が講じられる見込みである。</p>				
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局			

分野	法務	意見・要望提出者	米国，EU，カナダ	
項目	外国法事務弁護士による弁護士の雇用			
意見・要望等の内容	外国法事務弁護士による弁護士の雇用に係る制限を撤廃する。			
関係法令	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法49条	共管	法令の所管は法務省	
制度の概要	外国法事務弁護士は弁護士を雇用してはならないとされている。			
計画等における記載の状況	日本法及び外国法を含む包括的、総合的な法律サービスを国民・企業が受け得る環境を整備する観点から、外国法事務弁護士と弁護士による包括的・総合的な協力関係に基づく法律サービスがあらゆる事案について提供できるよう、司法制度改革審議会が行う検討の結果をも踏まえて、特定共同事業の目的に関する規制を見直すなど所要の措置を検討する。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明) 我が国の法制上雇用とは、被用者が使用者の指揮命令に従うことを本質とするため、業務範囲を制限されている外国法事務弁護士が制限のない弁護士を雇用することを認めれば、無資格者が資格者を指揮命令して資格業務を営むのと同様の事態となり、資格法制上困難な問題が生じることから、直ちにこれを認めることはできない。</p> <p>しかしながら、この点については、司法制度改革審議会の意見において、「外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用禁止等の見直しは、国際的議論もにらみつつ、将来の課題として引き続き検討すべきである。」とされているところであり、今後、同審議会意見を踏まえ、その取扱いを慎重に検討していく予定である。</p>				
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局			

分野	法務	意見・要望提出者	オーストラリア，米国，EU	
項目	外国法事務弁護士の職務経験要件			
意見・要望等の内容	外国法事務弁護士の職務経験要件を撤廃する。 外国弁護士の日本における労務提供の期間について職務経験とみなし得る期間に関する制限を撤廃する。			
関係法令	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法10条	共管	法令の所管は法務省	
制度の概要	<p>外国法事務弁護士となる資格の承認を受けるためには、3年以上の外国弁護士としての職務経験が必要とされている。また、我が国における労務提供は、1年を限度として上記職務経験に参入することができることとされている。</p> <p>(平成10年8月の法改正により、職務経験要件を大幅に緩和し、職務経験期間をこれまで5年以上とされていたものを3年以上で足りることとした上、職務経験地についても、これまで資格取得国(原資格国)に限定されていたものを、それ以外の外国において資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した期間も算入できることとした。)</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕 (実施(予定)時期：	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕 )	措置困難	その他
<p>(説明) 職務経験要件の取扱いについては、外国法事務弁護士となる資格の承認を受ける際に依頼者保護等の観点から、能力・資質・倫理の保証のため、外国弁護士としての職務経験要件を課すことは基本的に妥当であると考えられる。しかしながら、司法制度改革審議会の意見において、「外国法事務弁護士等に関する制度及びその運用の見直しについては、国際的議論もにらみつつ、利用者の視点から臨機かつ十分に検討すべきである。」とされているところであり、今後、同審議会意見を踏まえ、その取扱いを慎重に検討していく予定である。</p>				
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局			

分野	法務	意見・要望提出者	オーストラリア，米国，カナダ	
項目	外国法事務弁護士による第三国法の取扱い			
意見・要望等の内容	外国法事務弁護士が第三国法を取り扱う際の専門家（適格な外国弁護士等）による助言の要件を除去する。			
関係法令	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法5条の2	共管	法令の所管は法務省	
制度の概要	<p>外国法事務弁護士は、指定法に関する法律事務以外の特定外国法（第三国法）に関する法律事務についても、当該特定外国における外国弁護士であって外国弁護士となる資格を基礎として当該特定外国法に関する法律事務を行う業務に従事している者等の書面による助言を受けてするときは、これを行うことができることとされている。</p> <p>（平成10年8月改正法施行）</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	措置困難	その他
<p>（説明） 第三国法の取扱いについては、依頼者保護の観点から専門家の書面による助言を受けることを条件とすることは基本的に必要かつ合理的であると考えられる。しかしながら、司法制度改革審議会の意見において、「外国法事務弁護士等に関する制度及びその運用の見直しについては、国際的議論もにらみつつ、利用者の視点から臨機かつ十分に検討すべきである。」とされているところであり、今後、同審議会意見を踏まえ、その取扱いを慎重に検討していく予定である。</p>				
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局			

分野	法務	意見・要望提出者	米国
項目	外国法事務弁護士事務所の法人化		
意見・要望等の内容	弁護士と同様に外国法事務弁護士についても、専門職法人、有限責任法人等を設立することを認める。		
関係法令	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法	共管	法令の所管は法務省
制度の概要	我が国における弁護士法人制度は、昨年の弁護士法改正により、その導入が図られたところである（施行日は平成14年4月1日）。この制度は法人格を有し、一部有限責任を認める点においては、米国における専門職法人及び有限責任法人と類似するものである。一方、外国法事務弁護士が法人を設立することは認められていない。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明) 外国法事務弁護士事務所の法人化については、外国法事務弁護士事務所の多くは外国ローファームの支所としての機能を有しているものであるところ、それら外国ローファームの母国における設立形態は、必ずしも法人によるものではなく、パートナーシップによる場合も多いなど、各国の実情が様々である上、我が国の弁護士との関係も問題になることから、慎重な検討を要するものである。</p> <p>今後、弁護士法人制度の施行状況を見極めつつ、外国法事務弁護士の法人化の在り方について、その取扱いを検討していく予定である。</p>			
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局		

分野	法務	意見・要望提出者	アメリカ合衆国
項目	民事訴訟における訴え提起の手数料の見直し		
意見・要望等の内容	米国は日本政府に対して、裁判を行う価値のある事件の提訴が回避されることがないよう、固定訴訟費用制度、あるいは大幅に軽減されたスライド制費用制度を創設することを要望する。		
関係法令	民事訴訟費用等に関する法律	共管	法令の所管は法務省
制度の概要	訴え提起の手数料についてはスライド制が採用されている。 訴訟費用としては、訴え提起の手数料のほか、鑑定料、証人尋問をした場合の証人の旅費・日当、書記料等があり（民事訴訟費用等に関する法律第2条等）、敗訴の当事者が負担するものとされている（民事訴訟法第61条）。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	（実施（予定）時期：平成15年度）		
（説明） 司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）に従い、訴え提起の手数料について、訴訟の目的の価額に応じて順次加算して算出するいわゆるスライド制を維持しつつ、必要な範囲でその低額化を行うための措置を検討中である（平成15年通常国会に法案提出を予定）。			
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局		

分野	法務	意見・要望提出者	アメリカ・カナダ
項目	司法による行政監視機能の強化		
意見・要望等の内容	司法制度改革審議会の意見書に従い、行政事件訴訟法の見直し等、行政機関の説明責任の促進のための方策に関する見直しを行い、司法による行政監視機能の強化を図ること。		
関係法令	行政事件訴訟法	共管	法令の所管は法務省
制度の概要	行政庁が被告となる事件の訴訟手続については、行政事件訴訟法に規定されている。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)に従い、行政事件訴訟法の見直しを含めた行政に対する司法審査の在り方に関し、検討を行っているところである。			
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局		

分野	法務	意見・要望提出者	司法改革フォーラムほか1団体	
項目	法務分野における弁理士の活用			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁理士に特許等の侵害訴訟における代理権を付与する。</li> <li>・弁理士に著作権に関する侵害訴訟における代理権等を付与する。</li> <li>・ADRにおける弁理士の活用を図る。</li> </ul>			
関係法令	弁理士法	共管	経済産業省	
制度の概要	弁理士は、経済産業大臣が指定する団体における特許等に関する仲裁事件の手續についての代理を行うことができる（弁理士法第4条第2項）。また、審決取消訴訟等に関して訴訟代理人となることができる。（同法第6条）			
計画等における記載の状況	司法書士及び弁理士の訴訟代理等については、規制改革委員会の第2次見解及び司法制度改革審議会の審議結果等を踏まえ、司法サービスへのアクセス向上等の観点から検討し、結論を得て所要の措置を講ずる。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置済</li> <li>措置予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置するか否かを含めて検討中</li> <li>具体的措置の検討中</li> </ul>		
	（実施時期：今通常国会）			
<p>（説明）</p> <p>平成13年6月に取りまとめられた司法制度改革審議会意見書及び同年12月に取りまとめられた産業構造審議会知的財産政策部会報告書を踏まえ、弁理士について研修等の能力担保措置を前提に特許権等の侵害訴訟での代理を行うこと等を内容とする弁理士法の一部改正法が今通常国会で成立した。</p> <p>上記以外の代理権については、審議会意見書において、「その専門性を訴訟の場で活用する必要性や相応の実績等が明らかになった将来において、出廷陳述など一定の範囲・態様の訴訟手續への関与の在り方を個別に検討することが、今後の課題として考えられる」とされている。</p> <p>また、ADRにおける弁理士の活用については、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）において「ADRを含む訴訟手續外の法律事務に関して、隣接法律専門職種等の有する専門性の活用を図ることとし、その関与の在り方を弁護士法第72条の見直しの一環として、個別に検討した上で、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。」とされたところである。</p>				
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局			

分野	法務	意見・要望提出者	司法改革フォーラム	
項目	弁理士への法曹資格の付与			
意見・要望等の内容	一定の経験年数を有する弁理士に弁護士資格を付与する。			
関係法令	弁護士法	共管	法務省	
制度の概要				
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 司法制度改革審議会では、一定の条件を満たす弁理士に対して、一般的に弁護士資格を付与すべきとの議論はなされていない。				
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局			

分野	法務	意見・要望提出者	横浜弁護士会	
項目	法曹人口の拡充			
意見・要望等の内容	（司法制度改革審議会意見に対する意見）裁判官の増員、検察官の増員等については、具体的な数を示すとともに、司法制度改革を実現していくためには、最高裁が述べている程度の増員では全く不足しており、飛躍的な増員が必要であることを示していく必要がある。			
関係法令	裁判所職員定員法、行政機関の職員の定員に関する法律	共管	総務省、法務省、財務省	
制度の概要	<p>司法制度改革審議会意見においては、「全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官を大幅に増員すべきである。」としている。</p> <p>また、司法制度改革推進計画においては、「全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官の大幅な増員（中略）を含む司法を支える人的基盤の充実を図ることが必要であり、そのため、（中略）必要な措置を講ずる。」「本部の設置期間中においても、裁判官、検察官の必要な増員を行うこととし、所要の措置を講ずる。」などとしている。</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：            ）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
（説明） 政府は、司法制度改革審議会意見を最大限に尊重して司法制度改革の実現に取り組むこととしており（平成13年6月15日閣議決定）、裁判官、検察官の増員についても、同審議会意見を踏まえるとともに、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）に基づき所要の措置を講ずることとなる。 したがって、上記「対応の状況」にある予定の措置も、本件の意見・要望等にかかわらず、同計画の範囲のものとなる。				
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局			

分野	法務	意見・要望提出者	全国消費者団体連絡会
項目	法曹人口の拡充		
意見・要望等の内容	(司法制度改革審議会意見に対する意見)法曹人口や裁判官・検察官の数を含む裁判所・検察庁の人的体制については、意見書の方向に沿って実現を図るべきである。		
関係法令	裁判所職員定員法、行政機関の職員の定員に関する法律	共管	総務省、法務省、財務省
制度の概要	<p>司法制度改革審議会意見においては、法曹人口の大幅な増加につき「現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手し、平成16(2004)年には合格者数1,500人達成を目指すべきである。法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべきである。」としており、裁判所、検察庁等の人的体制の充実につき、「全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官を大幅に増員すべきである。」としている。</p> <p>また、司法制度改革推進計画においては、「現行司法試験の合格者数を、平成14年に1,200人程度に、平成16年に1,500人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。」「全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官の大幅な増員(中略)を含む司法を支える人的基盤の充実を図ることが必要であり、そのため、(中略)必要な措置を講ずる。」「本部の設置期間中においても、裁判官、検察官の必要な増員を行うこととし、所要の措置を講ずる。」などとしている。</p>		
計画等における記載の状況	<p>分野別措置事項 1法務関係(3)個別事項 ア国民が利用しやすい司法制度の実現 法曹人口の大幅増員等 「a司法試験合格者の1,500人程度への増加については、修習の内容や方法の改善、司法修習生の修習先への受入れ態勢等について継続的に調査・検討を行った上で、国民各層からの意見を反映しつつ、司法制度改革審議会が行う検討の結果をも踏まえて、早急に結論を得て、所要の措置を講ずる。」「c更なる法曹人口の大幅増加については、司法制度改革審議会の中間報告において、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、計画的にできるだけ早期に3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要がある」と取りまとめられているところであり、同審議会の検討の結果をも踏まえて、適切かつ迅速に実現を図る。」</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>政府は、司法制度改革審議会意見を最大限に尊重して司法制度改革の実現に取り組むこととしており(平成13年6月15日閣議決定)、法曹人口の増加及び裁判所・検察庁等の人的体制の充実についても、同審議会意見を踏まえるとともに、司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)に基づき所要の措置を講ずることとなる。</p>			
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局		

分野	法務	意見・要望提出者	「日独裁判官物語」上映と講演の夕 べ	
項目	弁護士の懲戒制度			
意見・要望等の内容	弁護士自治の否定につながる懲戒制度の改革に反対する。			
関係法令	弁護士法第56条等	共管	法務省	
制度の概要	弁護士法において、弁護士の懲戒は、その弁護士の所属弁護士会が、綱紀委員会に調査をさせ、懲戒委員会の議決に基づいて行うものとされている。			
計画等における記載の状況	弁護士の懲戒制度について、早期に透明化、迅速化、実効化のための所要の改善措置を講じ、当該資格者の氏名を含めて懲戒処分の内容を官報に公表した上で、その他の媒体にも公表することなどについて、日本弁護士連合会に対し措置を要請する。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 弁護士の懲戒制度の改革については、司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)に基づき、日本弁護士連合会における検討状況も踏まえた上で検討し、所要の措置を講ずることとなる。				
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局			

分野	法務	意見・要望提出者	日本知的財産協会
項目	非弁護士による法律事務の取扱い禁止の一部解除		
意見・要望等の内容	<p>弁護士法第72条では、一般企業は関連会社に対してといえども、その法律事務を有償で行うことを認めていない。しかし、会社の分割が容易になり、産業界において分社化が進んでいることを考えると、分社化された関連会社の法律事務を一本化させた上で各社均等のサービスを与え、かつそのコストは各関連会社に負担させることが各企業に望ましいはずである。従って、少なくとも関連会社との関係においては、これらの業務の有償実施を許容すべきである。</p>		
関係法令	弁護士法第72条	共管	法務省
制度の概要	<p>弁護士法において、弁護士でない者が、報酬を得る目的をもって、法律事件に関する法律事務を行うことを業とすることを禁止している（罰則あり）。</p>		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）において「弁護士法第72条について、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め検討した上で、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保することと」しており、検討中である。</p>			
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局		